



VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ

令和7(2025)年度版

下都賀地区学校教育の重点

下都賀地区学校教育共通テーマ

「学ぶ力」「豊かな心」「健やかな体」を育む
学校づくりの推進



栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所
下都賀地区市町教育委員会連合会

「学ぶ力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校づくりの推進

■ はじめに

各学校では、児童生徒に「生きる力」（「学ぶ力」「豊かな心」「健やかな体」）を育むことを目指した教育活動が展開されています。具体的には、次のような取組を学校訪問等を通して確認することができました。

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを推進しながら、全教職員で「本校ならではの」教育活動の一層の充実に取り組んでいること。
- 生涯にわたり学び続けるための基盤づくりに向けて、地域社会がもつ専門性や魅力を生かしながら、様々な教育活動を意図的、計画的に展開していること。
- 児童生徒が主体的に学ぶことのできる授業実践に向けて、児童生徒の姿を基に研究協議を行うなど、授業力向上のための取組を全校体制で推進していること。
- 児童生徒の声を受容・傾聴するとともに、教職員間の情報共有、スクールカウンセラー等との連携、異校種間の引継ぎ等により児童生徒理解を深めながら、問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めていること。

これらは、各学校が学習指導要領の趣旨やねらいを理解し、校長のリーダーシップの下、学校経営方針を全教職員で共有しながら、学校内外の教育資源を生かした取組を実践してきた成果です。

本県では、「栃木県教育振興基本計画 2025」（以下、県基本計画）において、次代を担う子どもたちが予測困難な時代をたくましく生きていくためには、自分の目指す未来を自ら描く力を身に付けること、描いた未来を実現するために必要な力を身に付けること、多様な他者と協働して創造する力・心の豊かさを身に付けることが必要であると考え、以下の基本理念を示しています。

基本理念

**とちぎに愛情と誇りをもち
未来を描き ともに切り拓くことのできる
心豊かで たくましい人を育てます**

これを受け、本地区では、県基本計画及び児童生徒の実態を考慮し、次の**3つの課題**を設定しています。

- ① 生涯にわたって学び続けるための基盤となる各教科等の基礎的・基本的な内容はもとより、**家庭や地域社会と連携**を図りながら、**学ぶ意欲**を高め、**学び方や学ぶ習慣**等の資質・能力を確実に身に付けさせ、**主体的に考え表現**できる子どもを育むこと。
- ② 全教育活動を通して、**自他を思いやる温かな心や善悪の判断力**等の豊かな心を持った子どもを育むこと。
- ③ **心身の調和的な発達**を図りながら、健康・安全で活力のある生活を営むために必要な資質・能力を育むこと。

各学校とも、「本校ならではの」教育活動の実現に向けた教育課程編成において、この3つの課題を意識していただきたいと思います。

本地区学校教育の共通テーマを、県基本計画における6つの基本目標のうち、「未来を切り拓く力の基礎を育む」を受け、「**学ぶ力**」「**豊かな心**」「**健やかな体**」を育む**学校づくりの推進**としています。各学校では、「生きる力」を構成する3つの要素である「知・徳・体」の調和のとれた教育活動の実現に今後も努めていただきたいと思います。

また、本地区における上記①～③の課題解決に向け、重点項目を以下に示しました。**学びの連続性と一貫性のある教育**の理念の下、**授業力の向上、児童・生徒指導と特別支援教育との密接な関連を図ること**等を具体的に示した重点項目の内容について確認くださるようお願いします。

その中でも、学校教育の中核であり、「生きる力」の構成要素である「学ぶ力」を育むことを重視し、**「学習指導」を最重要**としました。

各学校とも、是非、学校経営の基本方針に「下都賀地区学校教育の重点」を活かし、教職員の**豊かな人間性と確かな指導力**を基に、「**活力に満ちた楽しい学校**」「**家庭や地域社会から信頼される学校**」を目指していただきますよう心から期待しています。

重点項目

一人一人が参画する

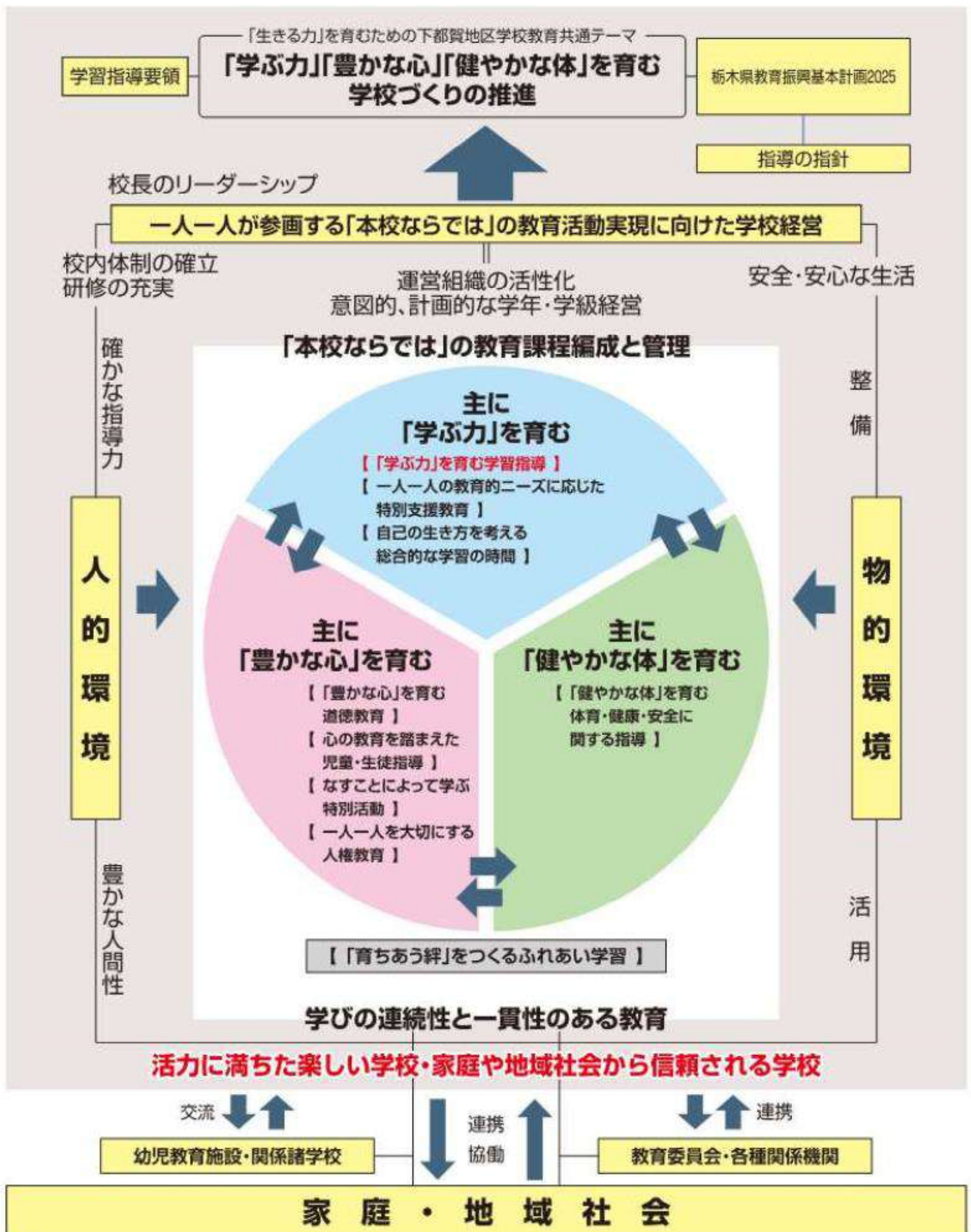
「本校ならではの」教育活動実現に向けた学校経営

- 1 「育ちあう絆」をつくるふれあい学習
- 2 「**学ぶ力**」を育む**学習指導**
- 3 「豊かな心」を育む**道德教育**
- 4 「健やかな体」を育む
体育・健康・安全に関する指導
- 5 心の教育を踏まえた**児童・生徒指導**
- 6 一人一人の教育的ニーズに応じた
特別支援教育
- 7 自己の生き方を考える**総合的な学習の時間**
- 8 なすことによって学ぶ**特別活動**
- 9 一人一人を大切に**する人権教育**

※1 本冊子で扱う「学ぶ力」は、国で示している「確かな学力」と同義と捉えてください。

※2 本冊子で扱う「地域」とは「場」を、「地域社会」とは「そこに住む人々とその営み」を示しています。

下都賀地区学校教育の重点構想図



一人一人が参画する

「本校ならではの」教育活動実現に向けた学校経営

「本校ならではの」教育活動の質的向上のために、各学校では、行事直後に改善案を立案するなど検証改善サイクルを工夫し、教職員の参画意識を高めながら、目指す子ども像の実現に努めています。また、教職員提案による取組や教職員のニーズに応じた研修等の実施により、人材育成を図りながら、教職員一人一人が主体的に学び続けることのできる組織体制が構築されています。

「本校ならではの」教育活動とは「**活力に満ちた楽しい学校**」「**家庭や地域社会から信頼される学校**」を目指し、児童生徒・家庭・地域社会の実態や意向を十分に踏まえ、校長の学校経営理念と方針の下、学習指導要領の趣旨やねらい、内容等を具体的な形にした教育活動である。

推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、実現状況を把握し、常に改善・充実に努め、教職員の「**豊かな人間性**」と「**確かな指導力**」を基に、全教職員共通理解の上、一貫した教育活動を展開することが大切である。また、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を地域社会と共有し、連携・協働しながら、**生涯にわたり学び続ける基盤が培われるよう、新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることが重要である**。その際、学校経営を全体構想図等で分かりやすく示すなど、**学校経営理念を浸透**させていくことは、教職員はもとより、家庭や地域社会の理解を得るためにも有効である。

「本校ならではの」教育課程編成と管理

◎ 学校教育目標の実現に向けて、各学校の特色を生かし、教科等横断的な視点で資質・能力の育成を図るなど、**全教職員でカリキュラム・マネジメントを推進し、教育活動の質を向上させること**。そのために、教職員一人一人が**学校経営参画意識**を高め、教職員間で十分に協議し、共通理解した上で行動連携等を図ること。

◎ **学校運営協議会等の活性化**を図り、学校経営方針や特色ある教育活動等を校内外に発信し、共有するなど、教職員一人一人が家庭や地域社会との連携・協働の重要性を認識した上で、**地域とともにある学校づくりを効果的に進めること**。さらに、多様な教育資源を学校の教育活動に生かしていくなど、**家庭や地域社会とともに児童生徒を育むこと**。

○ 「本校ならではの」教育活動の推進のためにも、職員研修等を通じて組織的、継続的に教職員の倫理観や規範意識等を高めるなど、**服務規律の保持を徹底し、不祥事の根絶に努めること**。また、児童生徒の**安全・安心を最大限確保**するために、**危機管理マニュアルが常に実践的なものとなるよう定期的な見直しと改善を図り、家庭・地域社会・関係機関と連携するなど、安全管理や危機管理に関する校内体制整備の強化に努めること**。例えば、教職員の役割分担の明確化や機能的で実践的な組織体制の構築により、適切な対応ができるよう工夫することが考えられる。

(参考資料) ①②

学びの連続性と一貫性のある教育

◎ 義務教育9年間を見通して**目指す子ども像を共有し、学びの連続性と一貫性のある教育を行うこと**。推進に当たっては、家庭や地域社会、異校種間等の連携や交流を通して、児童生徒の現状や課題を踏まえて体系的に重点化を図った指導の充実に努めること。

運営組織の活性化と意図的、計画的な学年・学級経営

◎ 「本校ならではの」教育活動を推進するためには、組織的、計画的な教育活動の展開が求められることから、**教職員一人一人の特性や能力等が最大限に発揮され、主体的に活動できるように運営組織を見直し、活性化を図る**ように努めること。例えば、教育課題の解決策をチームで検討・提案できる仕組みを整え、経験豊かな教職員との協働の中で**ミドルリーダーや若手教職員の育成**を図るといった工夫が考えられる。

○ 学年・学級は、**学校教育目標を実現する基盤**として重要な場である。学年主任や学級担任、学年に関わる職員は、目指す子ども像の実現に向けて、発達の段階に応じた体系的な教育を行うという意識を高めながら、**意図的、計画的な経営**が行われるようにすること。また、児童生徒はもとより、家庭や地域社会との信頼関係構築のために、**教育的愛情と使命感**をもって児童生徒に接すること。

校内体制の確立と研修の充実

◎ 学校全体として**計画的、継続的に研修が進められるよう校内研修体制を確立**すること。また、教職員一人一人が指導力向上を目指して、**主体的に学び続けることができるよう、研修履歴等を活用するとともに校内研修の充実に努めること**。その際、**自校の課題や目指す方向性を全教職員で共通理解し、研修ごとに振り返りや見直しを行いながらその成果を共有したり、教育活動や組織運営の改善を図ったりすること**。



学校経営に関する参考資料へのQRコード

1 「育ちあう絆」をつくるふれあい学習

多くの学校では、生涯にわたり学び続けるための基盤づくりに向けて、地域社会がもつ専門性や魅力を積極的に生かしながら、子どもの学びの充実に努めています。その際、持続可能な教育活動となるよう校内研修を実施し、地域連携の意義について全教職員で共通理解を図っている学校もあります。

子どもの「生きる力」を育むためには、学校だけでなく、家庭、地域社会や信頼できる大人との関わり等、良好でしなやかな人間関係の中で様々な経験を重ねていくことが必要である。また、子どもの育ちを軸として、家庭と地域の教育力の向上を図ることも不可欠である。

各学校では、子どもも大人も互いに育ち合うことができる**豊かな人間関係（「育ちあう絆」）**づくりに向けて、家庭や地域社会と連携・協働の下、**子どもを核とした幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動（「ふれあい学習」）**を推進することが大切である。

生涯にわたり学び続けるための基盤づくり

- ◎ **生涯にわたり自発的に学習する基盤**を培うため、**学ぶ楽しさや人と関わり合う心地よさ**を、日常の様々な教育活動の中で感じ取れるようにすること。
- 次代を担う子どもたちが、人との関わりの中で多様な幸せを感じながら、豊かな未来を描けるよう、地域社会と連携・協働して、**子どもも大人も共に学び合い育ち合える環境づくり**を地域全体で進めていくこと。
- 地域住民が教育の当事者としての意識を高められるよう、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、多様な機会や広報等を活用して保護者や地域住民と共有すること。

ふれあい学習の推進体制づくり

- **「地域とともにある学校」**の実現のためにも、**地域と学校がパートナー**としてふれあい学習が推進できる**持続可能な組織体制**を整えること。その際、各校の生涯学習計画に示された理念やこれまでの成果等、地域と学校の実情に応じて、地域連携計画やコーディネート機能を発展させていくこと。
- ◎ 地域連携教員や社会教育主事有資格者を中心に、地域連携に関する**校内研修の充実**に努めること。その際、学校と地域が双方向に連携・協働しながら**地域全体で子どもの学びや成長を支える活動（「地域学校協働活動」）**の意義について**全教職員で共通理解**を図ること。

（参考資料）Ⅱ・①

地域社会との連携・協働

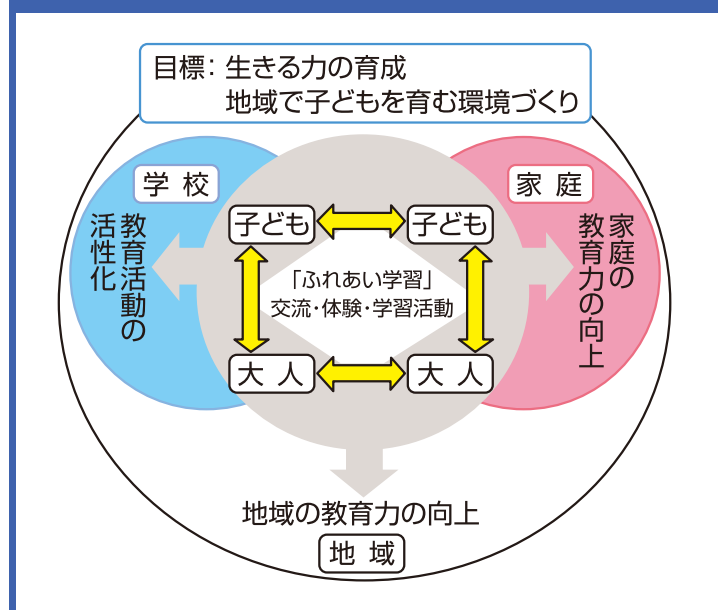
- ◎ 子どもの学びの充実のため、**地域住民と連携・協働しながら、より多くの幅広い人々が集い、交流し合えるふれあい学習を、学校の内外で創出**できるよう努めること。その際、子どもの学びを通じた大人同士のつながりづくりが**「学校を核とした地域づくり」**に発展するよう、**教育課程と関連付けて活動を展開**すること。

家庭教育支援の充実

- ◎ 保護者自身の笑顔と子育てに対する前向きな気持ちを応援するため、懇談会等を活用して、**保護者同士が、家庭での教育について学び合い、つながり合える学習機会を計画的に提供**すること。
- 子どもの健やかな心の成長のためには、家族の笑顔と安らぎのある家庭が大切であることから、保護者自身が親としての幸せを実感できるよう、子どもと共に笑顔になれる参加型の活動を意図的に設定すること。
- 課題や孤立感を抱えた保護者を含む多くの保護者に対し、**切れ目のない細やかな家庭教育支援を、教育委員会や家庭教育支援団体、関係機関等と連携しながら行って**いくこと。

（参考資料）Ⅱ・②③④⑤⑥

学校教育におけるふれあい学習の推進



ふれあい学習に関する参考資料へのQRコード

2 「学ぶ力」を育む学習指導

多くの学校では、授業力向上のために、調査結果等の分析と学校課題研究を関連付け、共通実践や研究で目指す児童生徒の姿を基にした検証等、全校体制での取組を推進しています。また、単元や内容のまとまりを意識して児童生徒に身に付けさせたい力を明確にし、児童生徒が主体的に取り組めるよう、導入やねらいの示し方を工夫しながら言語活動の充実をめめています。

「学ぶ力」は、生涯にわたって学び続けるための基盤となるものである。児童生徒にこの力を育てていくためには、何よりも教師が**分かる授業づくり**に努め、自らの学習を調整しながら**主体的に考え表現**できる児童生徒を育てることが大切である。その際、**基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得**と、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力等の育成**とのバランスを図るとともに、**学ぶ意欲**を高めることが重要である。

特に、習得・活用・探究という学びの過程を質的に高めていくために、言語活動を一層充実させるなど、**主体的・対話的で深い学び**の実現を図る必要がある。

目標と指導と評価の一体化

◎ 児童生徒一人一人に「学ぶ力」を育むために、教師が学習の目標を明確にし、目標を達成させるための指導及び指導に生かす評価という視点を重視すること。

① 目標 ねらいを明確にした分かる授業

- 児童生徒の実態を踏まえて、**身に付けさせたい力**を確認する。
- 単元計画における本時の位置付け**を確認し、ねらいの提示の仕方を工夫する。

② 指導 実現状況の把握と指導の工夫・改善

- ねらいを達成した児童生徒の姿**を基に評価規準を設定し、一人一人のよさを認めながら、学習状況を適切に見取る。
- 児童生徒の多様な反応を基に個に応じた支援をするなど、ねらいを実現するための手立てを工夫し、指導の改善を図る。

③ 評価 評価の改善・充実

- ねらいの実現状況や学習内容の定着の様子を適切に評価し、授業改善に生かす。
- 評価の計画を立て、**評価場面を精選**する。

※ダイジェスト版参照

(参考資料) ②-①②⑧⑩⑪⑫

学び合いのよさや学びの手応えを実感できる学習活動

◎ 各教科等で習得した基礎的・基本的な知識及び技能を児童生徒が活用できるように、教科等横断的な視点で学習活動を展開し、問題解決的な学習等の充実を図ること。その際、児童生徒が学ぶことの楽しさや達成感を味わうなど、**主体的に学ぶこと**のよさを実感したり、教科等の学習と社会をつなぐ**各教科等の「見方・考え方」**を働かせながら**自らの考えを広げ深めたり**できるようにすること。

○ 各教科等の特質に応じた**言語活動の充実**を図ること。その際、**各教科等の目標を達成させる**という視点を大切に、単元を見通して意図的に言語活動を位置付け、系統的、計画的に実践すること。

言語活動の充実を図るために ～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～

言語活動を取り入れる目的を明確にする

自力解決

個人で考える場面

- 活動の見通しを持たせる。
 - ・考える視点や例の提示
- 考えを持たせる。
 - ・根拠や理由の明確化
- 考えを表現させる。
 - ・ノート指導やワークシートの工夫

集団解決

集団で学び合う場面

- 話し合う目的や視点を明確にする。
 - ・出し合う、まとめる、確かめる、比べるなど
- 考えを広げ深められるようにする。
 - ・問い返す
「理由を尋ねる」「聞き返す」「揺さぶる」
「共通点や相違点」
 - ・考えや発言をつなぐ
「他の児童生徒に」「全体に」「教材に」
 - ・立ち止まり、全体での確認・共有
- 学習形態を工夫する。
 - ・ペア、グループ、一斉等

※場面や順序については、授業のねらいに応じて設定

◎ 児童生徒が自身の学びや変容を自覚できるように、学習活動を通して何が分かったのか、何ができるようになったのかなどの視点を明確にして、**ねらいを基にした振り返り**の充実を図ること。

(参考資料) ②-③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑬⑭⑮⑯

授業力向上に向けた研修の充実

◎ **全校体制による授業づくりや研究協議**を実践し、**検証改善サイクル**を構築・運用しながら教師一人一人の授業力の向上に努めること。その際、重点化、焦点化した課題や**授業研究における目指す子ども像の具体の姿**を共有し、授業改善に向けた研修の充実を図ること。

○ 各教科等の特質や学習過程を踏まえ、ICTを効果的に活用しながら、**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**に努めること。その際、1人1台端末の活用も図り、児童生徒が自らの学習を調整しながら学ぶことのできる授業づくりについて工夫すること。

(参考資料) ②-⑩



学習指導に関する参考資料へのQRコード

3 「豊かな心」を育む道徳教育

全教育活動を通じた道徳教育の充実に向けて、各学校では重点項目と各教科等との関連を意識しながら、学校行事や地域のボランティア活動等多様な体験活動や実践活動を通して児童生徒の豊かな心の育成を図っています。また、教師の明確な指導観に基づき、道徳科の特質を考慮した学習過程となるよう、発問や問い返し等の工夫について研修や協議を行うなど、全校体制で道徳科の授業の質の向上に努めています。

道徳教育は、**道徳科を要**として学校の**教育活動全体**を通じて行うものである。指導に当たっては、児童生徒と教師の確かな**信頼関係**や児童生徒相互の**温かい人間関係を基盤**とし、**体験活動や実践活動**等による人・社会・自然等との豊かな関わりを重視して展開することが大切である。また、家庭や地域社会と連携を図りながら、豊かな人間性や社会性を育むことが求められる。

学校全体及び各学年段階における重点的指導

- 校長の方針の下、**道徳教育推進教師を中心に**、道徳教育の全体計画等を作成し、見直しを図りながら、道徳教育を推進すること。その際、児童生徒の発達段階や特性等を踏まえ、学校や家庭、地域社会の実態に応じて、学校としての重点目標を明確にし、指導内容の重点化を図ること。特に、**自他の生命尊重の精神・善悪の判断力・規範意識・人を思いやる豊かな心**を育むことを重視し、心に響く指導を工夫すること。また、道徳科においても特に必要と思われる内容項目に関して重点的に指導すること。

(参考資料) ③ - ①②③

各教科等における道徳教育の充実

- 各教科等における道徳教育の指導については、道徳教育の全体計画に基づき、各教科等の目標と道徳教育との関連を明確にしながらい意図的に行うこと。その際、全体計画に、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容や時期等を整理したものを別葉にして加え、活用すること。例えば、自校の重点項目を見やすく示し、教材との関連性を明確にするなどの工夫が考えられる。

道徳科の指導と評価の充実

- 道徳科は、**道徳教育の要**としての役割を果たすことができるよう、他の教育活動との関連を明確にした上で**計画的、発展的な指導**を行うこと。特に、各教科等における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない道徳的価値に関する指導を**補う**ことや、児童生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層**深める**こと、相互の関連を**捉え直したり発展させたり**することに留意すること。

- 道徳科のねらいに迫ることができるよう、道徳科の特質を考慮して**授業の質の向上**に努めること。特に、児童生徒の多様な発言やつぶやきを受け止め、立ち止まり、広げたり、さらに深く問いかけたりするなど、教師が**児童生徒同士の考えをつなぐ役割**を意識した**話し合い**を重視すること。
- 児童生徒の**学習状況**や道徳性に係る**成長の様子**を**継続的に把握**して評価し、児童生徒を認め励ましたり、自らの指導に生かしたりするよう努めること。その際、児童生徒の授業中の様子や発言、記述等を基に記録を蓄積すること。

ねらいに迫る道徳科の授業づくりの例

道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深めることができるよう以下の点について考える。

- ①教師の明確な指導観に基づき、**本時のねらい**を設定する。
- ②本時のねらいに迫るための**中心発問**を考え、次にそれを生かすための前後の発問(基本発問)を考える。
- ③**道徳科の特質を考慮した学習過程**となるよう、②で設定した発問を見直しながらい、授業全体の発問の構成を考える。
- ④ねらい、児童生徒の実態等に応じた指導方法を考える。
(話し合い、教材提示、書く活動、演技・動作化、板書等)
- ⑤問題意識を持たせる**導入**を考える。
- ⑥今後の発展につながる**終末**を考える。
- ⑦**評価の視点**と方法を考える。
(多面的・多角的な見方へ、自分自身との関わり等)
※児童生徒の反応を予想しながら、授業展開を構想する。

「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」で内容項目について全体像をつかみ、ねらいとする道徳的価値の学年段階・学校段階の系統性を把握し、児童生徒の実態等を考慮する。その上で、教材との関わりから「**児童生徒にどのような心を育てるのか**」を教師自身が自分の言葉で説明できるようにする。

道徳科の特質を考慮した学習過程

- 道徳的諸価値について理解する。
「～は大切なんだ」「～とはこういうことなんだ」などの価値理解
「～は大切でも実現することは難しいことなんだ」などの人間理解
「～についての感じ方、考え方はいろいろあるんだ」などの他者理解
- 自己を見つめる。
「これまでの自分は～についてどうだったのか」などの自己理解
- 物事を(広い視野から)多面的・多角的に考える。
「もし～の立場だったら～だろう」など
- 自己(人間として)の生き方についての考えを深める。
「もっと～であるようになりたい」など

(参考資料) ③ - ④⑤⑥

家庭や地域社会との連携の推進

- あいさつ運動やボランティア活動、地域の方々との交流を推進したり、授業公開や学年・学級だより等を通して学校の取組を発信したりするなど、**家庭や地域社会と連携**を図った道徳教育の充実に努めること。



道徳教育に関する参考資料へのQRコード

4 「健やかな体」を育む体育・健康・安全に関する指導

休み時間をはじめとした運動の奨励や体育での補強運動の実施、個別の健康課題に対する保健指導等、体力の向上と健康の保持増進に向けた工夫を、自校の実態に合わせ実践している学校が見られます。また、児童生徒とともに、保護者等と連携した安全マップの作成や、避難訓練を生かした命を守るための行動についての話し合いを行うなど、安全教育の充実を図っています。

健やかな体を育むためには、体育・健康・安全に関わる指導を一体として捉えることが重要である。指導に当たっては、児童生徒の実態を十分に踏まえ、全体計画を活用しながら、**全教職員が共通理解**した上で計画的、継続的に取り組むことが大切である。

体力向上に向けた積極的な取組

- ◎ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成に向け、教科体育を充実させること。そのために児童生徒が自らの課題に応じて体の基本的な動き（「投・走・跳」等）を身に付けられるよう、各運動領域等との関連を図りながら**楽しくかつ活力のある体育の授業**を展開すること。

楽しくかつ活力のある体育の授業づくりのために

- ・身に付けさせたい力を明確にし、**活動量に満ちた授業**づくりに努めること。
- ・「分かる楽しさ」「できる喜び」を実感させ、**運動への主体性**を育むこと。
- ・児童生徒の課題意識を焦点化させ、**学習内容や課題解決に結び付く言語活動**を行いながら運動に取り組ませること。
- ・「**体づくり運動**」の内容を充実させ、学校の教育活動全体や実生活でも生かせるようにすること。
- ・各領域の特質に応じて、動画や思考ツール、表計算ソフト等の**ICT**を効果的に活用すること。

- 部活動については、その教育的意義を重視しながら推進すること。その際、「学校の部活動に係る活動方針」等を踏まえ、児童生徒の思いや願い、心身の状況を把握した上で、常に**人権や健康状態に配慮したきめ細かな指導**を心がけること。また、保護者及び地域社会との連携を図るとともに、活動時の気象条件、施設等の安全確認に十分留意するなど**安全管理の徹底**を図ること。

(参考資料) ④ - ①②③

健康課題への適切な対応

- ◎ **学校保健委員会**は、学校における心身の健康課題を研究協議し、健康づくりを推進しながら、**実践化を目指す組織**である。実施に当たっては、家庭や地域社会及び関係機関と連携しながら内容の工夫、充実を図ること。

- 食育を推進するためには、食に関する指導の全体計画①②(※1)を活用し、各教科等との関連について全教職員で共通理解を図るとともに、役割分担を明確にして**組織的**に取り組むこと。
- 性に関する指導や薬物乱用防止教育等については、学校や保護者、地域社会全体で共通理解を図るとともに、児童生徒の発達の段階に応じて指導し、**適切な意思決定**や**行動選択の能力**を養うこと。
- 生涯にわたって心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力の育成に向け、保健教育の中核としての保健の授業を充実させること。その際、日常生活や各教科等との関連を図りながら、**実践的・科学的な理解**につなげること。

(参考資料) ④ - ④⑤

安全・安心な生活の確保

- ◎ 学校安全計画の中に参加体験型の学習を取り入れるなど、**周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くため主体的に行動する態度の育成**に努めること。また、学校安全計画等を適宜見直し、改善を図りながら安全活動を展開していくこと。避難訓練については、学校の立地条件や校舎の構造等を十分考慮し、火災、地震、竜巻等、起こり得る多様な災害を想定した上で実施すること。
- 家庭や地域社会、関係機関と連携し、日常生活における事件・事故や自然災害に対応した安全管理体制を整備すること。また、通学路の安全点検を教職員と保護者が協力して定期的に実施するなど、**地域とともに安全（防犯）対策**を講じること。
- ◎ **アレルギー疾患のある児童生徒が安全で安心な学校生活を送るためには、学校・保護者・関係機関の連携**が重要である。全教職員が正しい知識と適切な対応を身に付け、共通認識の下、情報共有を徹底し学校全体で取り組むこと。
- **熱中症の事故防止**については、環境省熱中症予防情報サイト等を適宜活用したり、暑さ指数（WBGT）を用いた指針を参考にしながら活動の実施を判断したりするなど、全教職員が共通理解を図った上で**適切な対応策**を講じること。
- **感染症の予防対策**については換気、手指衛生、バランスのとれた食事、運動、規則正しい生活等、健康な生活習慣の実践に向けての指導を充実させること。また、感染症が発生した場合の**対応策**については、教職員のみならず、児童生徒・保護者への**周知徹底**を図り、まん延防止に努めること。

(参考資料) ④ - ⑥⑦⑧⑨⑩⑪

※1 食に関する指導の全体計画①②

全体計画①は、目標や組織、家庭・地域との連携や評価等、学校として食に関する指導の基本的な在り方を示す内容について記載したもの。

全体計画②は、教科等横断的な視点で、月ごとに、1年間の流れの中に指導内容を簡単に記載していくように示したものである。



体育・健康・安全に関する指導の参考資料へのQRコード

5 心の教育を踏まえた児童・生徒指導

多くの学校では、学業指導を組織的に推進しています。また、児童生徒理解を深めるために、児童生徒の声を受容・傾聴するとともに、教職員間の情報共有、スクールカウンセラー等との連携、異校種間の引継ぎ等を行っています。それらの取組をいじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応につなげています。さらに、児童・生徒指導に関する学校の取組や児童生徒の頑張りを学校だより等で積極的に伝えるなど、日頃から家庭や地域社会との信頼関係の構築に努めています。

児童・生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。そして、児童・生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うことが求められる。

各学校では、**児童生徒の自己指導能力の獲得を支えられるよう、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成**の4つの視点に留意する必要がある。また、各学校の課題を明らかにし、常に検証しながら、家庭、地域社会及び関係機関等と連携した取組の充実を図ることが大切である。

「学業指導」の一層の充実

- ◎ 互いに高め合うことができるような「**学びに向かう集団づくり**」と、学習への自信を持たせるなどの「**児童生徒が意欲的に取り組む授業づくり**」の両側面の関連を図りながら、意図的、計画的な指導、援助を組織的に行うこと。
- 他者や集団との関係の中で自分に自信を持って生き生きと生活できるよう、**傾聴や称賛**を大切にし、児童生徒の**自己有用感を高める**こと。

(参考資料) ⑤ - ①②③④⑤⑥⑦

児童生徒理解の深化

- ◎ 一貫した指導理念の下、児童生徒の発達課題を踏まえながら、一人一人の思いを**共感的かつ受動的な態度**で受け止め、児童生徒理解を深めること。その際、**特別支援教育の視点**に立って児童生徒一人一人に応じた指導や支援の方法を工夫したり、個別の教育支援計画等を引き継いだりするなど、**異校種間での相互理解と具体的な行動連携**を図ること。
- 児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から**総合的に**理解できるよう、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（※1）の専門的な立場からの見解も含め、**複眼的な広い視野から**児童生徒理解を深めること。

(参考資料) ⑤ - ⑧

規範意識や倫理観の育成

- ◎ 規範意識の高揚と基本的生活習慣の定着を図るために、家庭や地域社会との協力体制の下、全教育活動を通して**善悪の判断力の育成**に力を入れ、是々非々の姿勢で指導に当たること。その際、児童生徒の自己実現を支えられるよう、**児童生徒自身による規範意識の醸成**を大切にすること。
- ◎ **情報モラル**について各教科等との関連を図りながら年間指導計画等に明確に位置付け、全教職員で意図的、計画的に取り組むとともに、保護者と連携して積極的に指導すること。また、ネットトラブルを未然に防ぐため、児童生徒のインターネット利用の実態把握に努めながら、指導内容等に関する職員研修や保護者への啓発を行うこと。

(参考資料) ⑤ - ⑨⑩⑪⑫

いじめ・不登校等の未然防止と対応

- ◎ いじめや不登校は、「**どの学校でも、どの子にも起こり得ること**」を十分に認識し、自他の命を守れるよう心の教育の充実を図ること。また、「**学業指導**」を充実させながら、いじめ・不登校等の**未然防止**の強化を図るとともに、**予兆となるサインを見逃さず、早期発見・早期対応**に努めること。

いじめ

- 「**いじめ防止対策推進法**」の趣旨を理解した上で、「**いじめは人として決して許されない行為である**」という強い認識の下、毅然とした態度で指導に当たること。
- 全教職員が「**学校いじめ防止基本方針**」に基づき対応するとともに、その内容について児童生徒や保護者及び地域社会等に周知すること。
- いじめの定義について全教職員で共通理解し、「**学校いじめ対策組織**」を活用して積極的な認知やその解消に努めること。
- **児童生徒主体のいじめ防止に向けた取組**を推進し、家庭や地域社会、異校種及び医療、福祉、司法等の関係機関と連携した指導に努めること。

不登校

- 全ての児童生徒が安心できる「**居場所づくり**」と、児童生徒自らが互いを認め合う「**絆づくり**」に取り組む**魅力ある学校づくり**を推進し、**未然防止**に努めること。
- 児童生徒の社会的自立に向け、個々の状況に応じた組織的な支援について全教職員で共通理解を図り、対応すること。
- 校内支援体制を整備するとともに、教育支援センター等の関係機関と連携を図ること。
- 家庭生活の改善等を図るために、医療機関や福祉関係機関等と連携しながら、家庭に対し適切な働きかけや支援を行うこと。その際、スクールソーシャルワーカーの活用も考慮すること。

- 児童・生徒指導上の問題行動等に対しては、教職員がそれぞれの役割と**初期対応**の重要性を認識し、誠意を持って迅速かつ適切な対応がとれるようにすること。また、日頃から関係機関とのネットワークを築いておき、緊急かつ重大な問題に対しては、学校だけで抱え込まず**行動連携**に努めること。

(参考資料) ⑤ - ⑬⑭⑮⑯

開かれた児童・生徒指導

- ◎ **日頃から保護者との信頼関係づくり**に努めること。また、児童・生徒指導に関する学校の取組を家庭や地域社会に発信したり、家庭や地域社会から児童生徒に関する情報を収集したりすること。
- 児童指導主任や生徒指導主事を中心に、教育相談担当や特別支援教育コーディネーター等と協働した**組織的、効果的に機能する児童・生徒指導体制づくり**に努めること。

(参考資料) ⑤ - ⑯

※1 スクールソーシャルワーカー

児童・生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、課題の解決に向けて支援する専門家。

(参考資料) ⑤ - ⑰⑱



児童・生徒指導に関する参考資料へのQRコード

6 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

特別支援教育の視点に立った児童生徒理解を基に、称賛や励まし等の温かい言葉かけをして児童生徒の努力の過程を認めるなど、安心感を高める指導・支援に努めています。また、一人一人の実態に応じた指導・支援の成果を個別的教育支援計画（※1）に蓄積し、進級・進学後も児童生徒が本来持っている力を最大限に発揮できるよう適切に引き継ぎ、活用を進めている学校も増えています。

特別支援教育とは、障害の有無にかかわらず、**児童生徒一人一人の教育的ニーズ**を把握して、**適切な指導や必要な支援**をしていくものであり、全ての教育活動の基本となるものである。特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、個別的教育支援計画を作成し、それを全教職員で共通理解した上で「**学校全体で支援していく**」という意識を持って指導することが大切である。

通常の学級における特別支援教育の推進

◎ **特別支援教育の視点**に立った児童生徒理解を基に、児童生徒が**自己肯定感**や**自己有用感**を味わえるような学級経営の充実に努めること。その際、児童生徒が自信をつけながら、本来持っている力を最大限に発揮できるようにするため、児童生徒の理解を深め、**安心感を高める指導・支援**に取り組むこと。

◎ 発達障害のある児童生徒については、その障害の特性を十分に理解した上で、**通常の学級で指導することを基本**としている。一部特別な指導を必要とする場合は、通級による指導等を活用しながら、さらなる指導の工夫・改善を図ること。
（参考資料）⑥ - ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

安心感を高める指導・支援

温かい人間関係を育む

児童生徒に寄り添う

- ・言動の背景を多面的に捉える。
- ・努力の過程や子どもの持っている力を認める。

児童生徒同士をつなぐ

- ・言動を肯定的に捉え、全体に返す。
- ・教え合ったり、助け合ったりする活動を取り入れる。

分かりやすい環境を整える

全体と部分の構造を明確にする

- ・初めに全体の構造と時間計画を伝える。
- ・活動の節目に現在の位置を確認する。

情報を取り入れやすくする

- ・必要な情報に絞る。
- ・情報を時間的・空間的に分けて伝える。
- ・視覚や聴覚に働きかける。

研修及び支援体制の充実

◎ **インクルーシブ教育システム（※2）**の推進に向け、様々な障害のある児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、**特別支援教育に関する理解促進を図るなどの研修**を充実させること。その際、児童生徒が特別支援学級や通級指導教室で身に付けた力を実生活で生かせるよう、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動等の指導・支援についても共通理解を図ること。

○ 児童・生徒指導部会等と連携した校内委員会にしたり、関係する主任等とチームを組織したりするなど、特別支援教育コーディネーターを中心に、より**充実した支援体制づくり**を推進すること。その際、特別支援学校の**センター的機能**やインクルーシブ教育エリアコーディネーター等の**専門家チーム**の活用を図ること。

関係機関と連携を図った教育支援（※3）等

- ◎ **就学前から学校卒業後までの長期的な視点に立って、障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に行うために、個別的教育支援計画**を作成し、活用を図ること。その際、医療、保健、福祉等の関係機関と情報を共有するとともに、**合理的配慮（※4）の提供**に当たっては、本人・保護者と学校等による合意形成を図ること。
- 将来の自立と社会参加を見据え、組織的、計画的な教育相談・進路相談の実施を通して、本人・保護者に対する十分な情報提供を行うなど、児童生徒が主体的に進路選択できるように努めること。
- 特別支援教育に対する自校の取組を積極的に発信し、**家庭や地域社会への理解啓発**に努めること。

（参考資料）⑥ - ⑪⑫⑬

個別的教育支援計画の活用

- 特別な支援を必要とする児童生徒の個別的教育支援計画を作成するに当たっては、具体的で達成可能な目標を設定し、**児童生徒のうまくいっている状況に着目した指導**を盛り込むように留意すること。
- ◎ **個別的教育支援計画を有効活用するために、校内研修等**を通して指導内容についての共通理解を図り、**全教職員がそれぞれの役割を明確に認識して児童生徒の指導に当たること**。また、校内委員会等において**定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善**に努めるとともに、効果的な指導・支援の方法を蓄積していくこと。
- 進学及び進級時においては、個別的教育支援計画等を活用して**支援情報を確実に引き継ぎ、一貫した指導・支援に生かすこと**。
（参考資料）⑥ - ⑪⑫⑬

※1 個別的教育支援計画

子どもの各年齢段階における「支援機関一覧」と、子どもの実態、指導の目標、指導の手立て及び合理的配慮等を整理して示す「指導計画」とで構成されるもの。
（参考資料）⑥ - ⑪⑫⑬

※2 インクルーシブ教育システム

障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。
（参考資料）⑥ - ⑩⑪

※3 教育支援

早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫したもの。
（参考資料）「障害のある子供の教育支援の手引」令和3年6月文部科学省

※4 合理的配慮

障害のある児童生徒が、他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う必要かつ合理的な取組のこと。
（参考資料）⑥ - ⑪⑫



特別支援教育に関する参考資料へのQRコード

7 自己の生き方を考える総合的な時間

多くの学校では、他教科等との関連や地域の教育資源の活用、体験活動等を重視して作成した年間指導計画について、全体計画とともに見直し、その改善に全校体制で取り組んでいます。また、児童生徒が「情報の収集」や「まとめ・表現」の場面で ICT を効果的に活用したり、学習のまとめから新たな課題を見付けたりできるよう、教師が意図的に働きかけながら探究的な学習の充実に努めている学校が増えています。

学習指導要領に示された目標及び趣旨を踏まえた上で、**全体計画、年間指導計画、単元計画を適宜見直す**ことが重要である。その際、教科等の枠を超えた**横断的・総合的な学習**かつ**自己の生き方を考える**ことに結び付く**探究的な学習**となっているかを意識すること。

指導に当たっては、体験活動や言語活動を充実させ、他者と協働的に学習に取り組む態度を育てることが大切である。

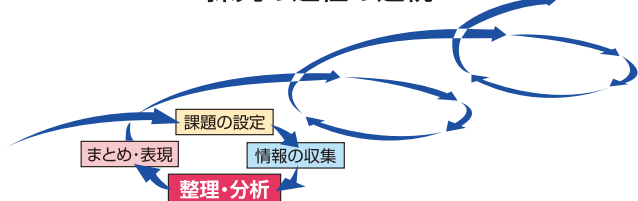
各学校における「目標」及び「内容」の設定

- ◎ 各学校においては、学習指導要領に示された第1の目標及び各学校における教育目標を踏まえながら、総合的な学習の時間を通して「**育成を目指す資質・能力**」を明確に示すこと。その際、他教科等との関連及び日常生活や社会との関わりを重視すること。
- 内容については、「**目標を実現するにふさわしい探究課題（何について学ぶか）**」及び「**探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力（どのようなことができるようになるか）**」が適切に設定されているか見直し、その改善に努めること。

意図的な指導・支援と学習状況の適切な評価

- ◎ 探究の過程においては、他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視しつつ、適宜**教師が意図的な働きかけ**をすること。特に、「**整理・分析**」の場面が重要であり、**思考を深める活動の充実**に努めること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなど、考えるための技法が活用されるようにすること。
- **評価の観点及び評価規準を明確**にし、その方法や場面を工夫しながら、一人一人の学習状況を適切に評価すること。

探究の過程の連続



探究的な学習の充実のために～ICTの効果的な活用例～

探究的な学習の充実のために、ICTを効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるように工夫すること。あわせて、各教科等の学習においても総合的な学習の時間の学習との往還を意識し、効果的な活用を図ること。

課題の設定 (体験活動等を通して、課題を設定し課題意識を持つ。)

(例) 写真や動画、音声データを活用した課題の具体化や焦点化等

情報の収集 (必要な情報を取り出したり収集したりする。)

(例) インターネット検索、電子メールによる質問、ウェブ会議システムを活用した取材等

整理・分析 (収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。)

(例) 表計算ソフトによるデータ等の整理・分析、グラフの作成、思考ソールの活用等

まとめ・表現 (気付きや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。)

(例) 文書作成ソフトによるレポートの作成、プレゼンテーションソフトによる発表、ウェブサイトによる発信等

8 なすことによって学ぶ特別活動

学級活動の内容(1)(2)(3)それぞれの特質を踏まえた学習過程を重視し、児童生徒にとって必要感のある議題提案や題材設定を工夫しながら、児童生徒が主体的に話し合える授業づくりに努めています。また、係や委員会の取組が活性化するように環境を整え、互いの活動を認め合えるようにするなど、児童生徒の自発的、自治的な活動を促し、よりよい人間関係や居がいのある学級集団づくりを進めている学校も多く見られます。

特別活動は、様々な集団活動に**自主的、実践的**に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の**課題を解決**することを通して、**自己実現**を図ろうとする態度等を養うことをねらいとしている。

指導に当たっては、特別活動で育成しようとする資質・能力、学習過程及び評価等について、全教職員で共通理解を図り、指導を重ねていくことが大切である。

学校生活や学習の基盤となる集団づくりの推進

- ◎ 学級においては、**学級活動の全ての内容を意図的、計画的に指導**すること。その際、**内容(1)(2)(3)のそれぞれの特質を踏まえた学習過程となるよう留意**すること。特に、内容(1)においては、話し合い活動を充実させるため、議題の扱い方や合意形成を図る学習過程(出し合う、くらべ合う、まとめる等)を踏まえ、義務教育9年間を見通して活動の積み重ねや経験を生かしながら適切に指導すること。
- ◎ 多様な集団活動を通して児童生徒を理解し、一人一人の自尊心感情を大切にするとともに、**よりよい人間関係や居がいのある学級集団づくり**に努めること。

一人一人のキャリア形成と自己実現

- ◎ **特別活動がキャリア教育の要**であることの趣旨を踏まえ、特に学級活動の内容(3)においては、**異校種間のつながりを考慮**しながら、**基礎的・汎用的能力を育成するキャリア教育等との関連を図り**、児童生徒が自己実現に向けて取り組めるようにすること。
- 児童生徒自身が自分の成長や変容を把握し、生活の改善に生かしたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、「**キャリア・パスポート**」を計画的に用い、児童生徒が自らの学習状況を見通したり、振り返ったりできるよう活用を工夫すること。また、進学時には学校間での引継ぎを確実にし、**児童生徒の学びをつなぎ次の指導に生かす**こと。(参考資料) ⑧ - ①②

ねらいを明確にした体験的な活動の実施

- ◎ 各活動や学校行事における体験活動の実施においては、**育成を目指す資質・能力を踏まえた計画の下、ねらいを明確**するとともに、**事前・事後の指導の充実を図る**こと。特に、事後の指導においては、児童生徒が学びの手応えを実感し次の活動や課題解決に生かせるよう、振り返りを充実させること。

社会的・職業的自立に向けたキャリア教育

キャリア教育で育てたい力である基礎的・汎用的能力は、学校のエデュケーション全体を通じて育成されることが期待されています。中でも、人間関係形成・社会形成能力は特別活動における集団活動を通して形成することができるとされています。

キャリア教育では、学習内容と将来の職業や生活とを関連付け、主体的な進路の選択・決定に導くことが課題となっています。指導においては、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、組織的、系統的に実施できるようキャリア教育の視点で教育課程を見直し、活動後の振り返りを適切に行うなど、改善・充実していくことが大切です。



特別活動に関する参考資料へのQRコード

9 一人一人を大切にする人権教育

教職員の人権意識を高めるための適切な言動の在り方を互いに確認したり、年間指導計画の見直し等により意図的、計画的に直接的指導を実施できるようにしたりするなどの取組が多く、多くの学校で行われています。また、児童生徒主体のいじめ防止に向けた取組や、友達のよさを共有できる場の工夫等、一人一人を大切にしたい雰囲気や環境がつけられています。

人権教育を推進するためには、何よりも教職員一人一人が**人権尊重の理念（自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること）**を理解し、自らの人権意識を高めた上で、**教育活動全体を通じて指導に当たることが大切である**。その際、**人権が尊重された雰囲気や環境づくり**に努めること。

また、学校で推進する人権教育の学習効果を高めるために、保護者に対する啓発活動を推進し、家庭や地域社会と協力していくことも必要である。

教職員の人権意識を高める研修の充実

- ◎ 教職員自らの**人権感覚を磨き、人権意識を高め、人権が尊重された雰囲気や環境づくり**に努めること。そのために、**教職員の適切な言動の在り方及び同和問題やいじめ問題をはじめとする様々な人権問題の理解等**についての研修を充実させること。

(参考資料) 図 - ③④⑤⑥⑦

直接的指導の充実

- ◎ 各教科等においては、指導資料等を参考に**人権一般や様々な人権問題に関する指導（直接的指導）の充実**に努めること。その際、指導内容等を各学年の年間指導計画等に位置付け、**発達の段階に即して意図的、計画的に指導**すること。
- 自校の実態に応じて設定した**「育てたい資質・能力」（差別解消を図るための資質・能力）**を身に付けさせるために、支援方法や配慮事項等を明確にして指導すること。

(参考資料) 図 - ①②③④⑤⑥⑦

啓発活動の推進

- ◎ 学校で推進する人権教育について、家庭や地域社会の理解を得るために、ホームページ等による**情報提供**や人権教育に関する**授業を公開**するなど積極的に働きかけること。また、教職員と保護者が一緒に参加できるような**研修会の工夫**等、社会教育との連携を視野に入れた多様な啓発活動の推進に努めること。

(参考資料) 図 - ③⑧

目の前の子どもの人権を本当に大切にしていますか？

常に問い直しながら、自ら(自校)の人権感覚を磨いていきましょう。

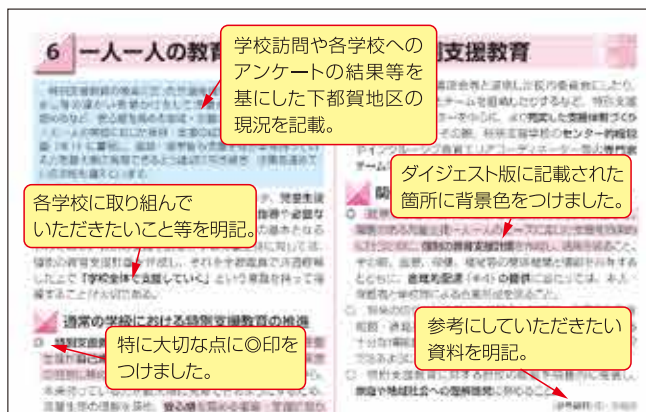


人権教育に関する参考資料へのQRコード

活用にあたって

この冊子を以下のような機会に御活用ください。

- ① 校内研修や学年・校務分掌部会等を利用し、本地区の現況と課題について理解を深めるとき
- ② 令和7(2025)年度における各学校の教育計画立案や年度途中の見直しのとき
- ③ 先生方一人一人が、授業の点検や校務分掌等を実践していくとき



参考資料について

下都賀教育事務所学校支援課のホームページに参考資料を掲載しております。ダウンロード可能な資料もあります。また、ICTの効果的な活用に向けて、栃木県教育委員会のホームページには関係資料や外部サイトへのリンクを掲載しております。是非御覧ください。

下都賀教育事務所学校支援課HPへのQRコード

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m54/shien.html>



ICT活用のポイント

- 各教科等におけるICTの効果的な活用に向けた工夫・改善
- 教職員のICT活用指導力の向上に資する研修の充実
- 各教科等との関連を図った意図的、計画的な情報モラル教育の充実
- ICTを活用する際の健康面への配慮

栃木県教育委員会HP

「学校ICT教育の推進について」へのQRコード

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/ictsuisin.html>



【表紙写真】

◎上から時計回りに ①壬生町立藤井小学校 ②小山市立美田中学校 ③下野市立細谷小学校 ④栃木市立栃木南中学校 ⑤野木町立南赤塚小学校